

2002.12.4

住民基本台帳ネットワークシステムにおける 県と市町村との関係

審議会委員／清水 勉

1 住基ネットは自治事務

住基ネットは住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）上の制度

住民基本台帳の作成管理は市町村の事務（5, 6）

住基ネットは法定受託事務（地方自治法2IX）ではなく、自治事務（同VIII）である
国、県は、市町村のサポート的位置づけ（2）

2 都道府県

2-1 県の事務

住基法第2節（30の7～9）で規定

ほとんどの事務（30の7I～VI, 37II）を「総務大臣の指定する者（指定情報処理機関）」
(30の10)に委託できることになっており（同I），実際にもすべての都道府県が委託し
ている

その他の事務としては

- ①「第3項の規定による本人確認情報の提供の状況について」「報告書を作成し」「公表する」
こと（30の7VIII）
- ②「当該都道府県の区域内の市町村相互間における必要な連絡調整」(IX)
- ③「当該都道府県の区域内の市町村の住民基本台帳に住民に関する正確な記録が行われるよ
う，市町村長に対し，必要な協力をすること」(X)
- ④市町村に対する「必要な指導」(31I)
- ⑤市町村に対して「報告を求め，又は助言若しくは勧告をすること」(同II)

2-2 県の権限

「保存期間に係る本人確認情報」の利用（30の8）

地方自治情報センターに対して「当該本人確認情報処理事務の適正な実施のために必要な措
置を講ずべきことを指示すること」（30の22II）

「本人確認情報処理事務の適正な実施を確保するため必要があると認めるとき」地方自治情
報センターに対する「必要な報告」の要求，立ち入り検査（30の23II）

2－3 県の責任

「当該本人確認情報の漏えい、滅失及びき損の防止その他の当該本人確認情報の適切な管理のために必要な措置を講じなければならない」（30の29Ⅰ）

目的外利用・提供の禁止（30の30）　罰則規定なし

2－4 県に対する権利

本人確認情報の開示請求権（30の37）

訂正・追加・削除の申出（30の40）

※権利ではないから訴訟で争うことはできない

2－5 県の審議会

「第30条の5第1項の規定による通知に係る本人確認情報の保護に関する」（30の9Ⅰ）

「この法律の規定によりおも^その権限に属させられた事項を調査審議すること

「都道府県知事の諮問に応じ、当該都道府県における第30条の5第1項の規定による通知に係る本人確認情報の保護に関する事項を調査審議し」「これらの事項に関して都道府県知事に建議すること」

どの範囲を対象領域とみるか

住基ネットの仕組みからすると、県組織だけに着目しても意味がない

せめて県内全市町村を対象領域にする必要がある

これがあつて初めて30の7Ⅸ、Xが実効的であり得る

2－6 県独自の問題点

運用の実態

市町村に対する指導能力

地方自治情報センターとの関係

「情報提供手数料」（30の10Ⅳ、V）

「交付金」（30の20）

委任の解除（30の26）

3 市町村

3－1 財政負担

自治事務なので国、県の補助金（地方財政法16）、負担金はない

市町村は地方交付税で賄っている

地方交付税法との整合性に疑問

「この法律は、地方公共団体が自主的にその財産を管理し、事務を処理し、・・・地方自治の本旨の実現に資するとともに、地方団体の独立性を強化することを目的とする。」(1)

地方交付税は「行政施策の自由を拘束しない」（碓井著「要説自治体財政・財務法」（学陽書房）50頁）点に意味がある

他の予算を削って住基ネットに充当することを各市町村が自主的に選んだということになると、法的整合性がない

3-2 費用対効果

「地方公共団体は、その事務を処理するに当たっては、住民の福祉の増進に努めるとともに、最少の経費で最大の効果を挙げるようにしなければならない」（地方自治法2 XIV）

「地方公共団体の経費は、その目的を達成するための必要且つ最少の限度をこえて、これを支出してはならない。」（地方財政法4 I）

公費の無駄遣いは許されない

住基ネットに関してこの観点からの検討がなされているか疑問

地方分権+費用対効果、の観点からすれば、管理能力と費用対効果がある自治体だけが参加すべき

3-3 住民への説明責任

事前の説明がほとんど行われていない

なされた説明も一応のものがほとんどで、問題点について詳しい説明をしたものはほとんどない

県も市町村も住民への説明責任を果たしていない

4 住民基本台帳カード

4-1 利用方法

- ①他の市町村から住民票をとることができる
- ②引っ越しのとき転入先の市町村だけで継続ができる
- ③市町村の条例によって利用範囲を拡大できる（30の44 VIII）

4-2 準備状況

2003年（平成15年）8月、スタート

4-1 ①②に関する事実調査の有無・結果

4－1 ③に関する条例の予定内容

住基カードの交付予定枚数（予定買いか？）

予算見積もり

住基カード制度のメリット、デメリットに関する事前の住民説明

住基カード利用者数の事前の把握

そのうち増える、は無責任

4－3 市町村の県に対する要望

市町村の実情調査

住基カードに関する県民（住民）に対する事前説明